

設計・技術審査会の進め方及び内容について

1. 計画段階

(1) 時期

年に1回、3～4月にまとめて開催（1日で終わらない場合は複数日）。年度途中に事業体から申し出があった場合は別途開催。資料準備できれば、実施段階とあわせておこなえる。

(2) 対象

次年度に新規開設予定の林業専用道（規格相当）全て。

(3) 提出資料

- ・当該路線に係る全体事業計画
- ・事業の概要、実施計画、開設後の利用計画（事業実施計画の「第1個別事項」と同じ様式）
- ・事業計画概要図、開設計画図（事業実施計画に添付するものと同様）
- ・費用対効果分析報告書
- ・林業専用道チェックリストのうち「1. 路線選定」のチェック結果
- ・その他計画内容を説明する資料

(4) 審査内容

- ・森林施業を効率的におこなうための適切な路網計画となっているか
- ・経済性や安全性に問題はないか
- ・開設後の利用計画の確認（施業面積、搬出材積、作業システム）
- ・費用対効果が1.0以上か
- ・所有者の同意が得られているか
- ・開設事業費が25,000円/mを超える場合はその理由及び考え方
- ・作設指針によらない場合はその理由及び考え方

2. 実施段階

(1) 時期

年度の前半で1～2ヶ月に1回。資料準備のできた路線から順次審査。

(2) 対象

当年度実施予定の林業専用道（開設単価25,000円/m以下は資料提出のみ）。また、開設単価4,000円/mを超える森林作業道については適宜抽出された路線（当面は事業体ごとに代表的な1路線を目安とする）。

(3) 提出資料

- ・事業実施計画及びその添付資料一式
- ・集約化の計画（森林経営計画もしくは集約化実施計画）
- ・設計書（積算書、設計図面等）
- ・林業専用道チェックリストによるチェック結果
- ・その他実施内容を説明する資料

(4) 審査内容（開設単価 25,000 円/m 以下の場合は審査不要）

- ・集約化の計画内容及び適切な路線計画になっているか確認
- ・設計内容が作設指針の基準を満たすか
- ・経済性や安全性に問題はないか
- ・経費の積算は適切か
- ・開設事業費が 25,000 円/m を超える理由及び考え方
- ・作設指針によらない場合はその理由及び考え方

3. 事前の審査

県は審査会に先だって、上記に準ずる審査を各出先機関においておこなう。審査は、森林施業の効率化の観点、土木技術的観点などについて、複数の担当によりおこなう。

4. 審査の流れ

審査員（2名以上）及び事業主体により対面ヒアリング形式でおこなう。必要に応じてオブザーバーとして県（本庁、各出先機関）が立ち会う。

場所は原則として県庁周辺とするが、必要に応じ現地調査をおこなう。

5. 審査結果について

審査会は、審査結果を審査調書（様式 1-1（計画段階）、1-2（実施段階））にとりまとめる。

審査会は、様式 2 に審査調書を添付して加速化協議会長に報告する。

協議会長は、様式 3 に様式 2 及び審査調書を添付して愛知県へ報告する。